

## 公募型プロポーザルにかかる手続き開始のお知らせ

次のとおり、提案書の提出を求めます。

令和3年4月28日

世田谷区危機管理部災害対策課

### 1. 業務内容

#### (1) 件名

災害時緊急情報配信サービス提供委託（長期継続契約）

#### (2) 業務内容

区では、台風や大雨等の災害時に避難情報等を発令するにあたり、自ら情報を取得することが困難な区民に対し、あらかじめ区に配信希望を申請した電話番号とFAX番号あてに避難情報等を配信する災害時緊急情報配信サービスを行う。

本業務は、パソコンから利用できる受託者のサーバにおいて、利用者情報登録、登録情報の管理及び電話・FAXによる情報配信を行うサービスを提供すると共に、当該サービスを管理運用し、安定的に利用できるよう、障害対応等を行うものである。

#### (3) 履行期間（予定）

令和3年6月25日から令和4年6月24日まで

※令和4年度以降についても、各年度の本事業に係る予算配当があること及び業務の履行が良好であることを条件に、引き続き同じ事業者と随意契約を締結する。

### 2. 提案限度価格

令和3年度：808,500円（税込）

内訳 委託料 577,500円

通信料 231,000円

※この金額は将来の契約時の予定価格ではないことに留意すること。

※契約期間中に事故又は履行不良が頻繁にみられる場合などは、この契約を変更又は解除することがある。

### 3. 参加資格

提案書提出時において、次に掲げる要件を全て満たすものであること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に該当しない者であること、及び同条第2項による措置を現に受けていない者であること。

- (2) 世田谷区から入札参加禁止又は指名停止を受けている期間中でないこと。
- (3) 法人税、法人事業税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (4) 提出された書類の記載事項が虚偽でないこと。
- (5) 都道府県民税・市町村民税に滞納がないこと。

#### 4. 提案書の提出者を選定するための基準

本件では、提出者の選定は行わず、参加資格の確認のみを行う。

#### 5. 提案書を特定するための評価基準

- (1) 業務を安定的に遂行する能力
  - ①業務の実績
  - ②経営の安定性
  - ③社内体制（スタッフの資格・経歴等）
  - ④作業スケジュール
- (2) 災害時緊急情報配信サービス運用に関する仕様
  - ①区が求める機能の実現性
  - ②サービスの利便性
- (3) 災害時緊急情報配信サービス障害対応に関する仕様
  - ①サービスを安定的に利用できる継続性
  - ②障害発生時の体制・対応等の柔軟性
- (4) 情報セキュリティ及び個人情報の保護を確実に行う能力
  - ①情報保護に関する社内の管理体制
  - ②システム及びその運用業務における情報保護の確実性
  - ③事故、災害等に対するサービスの安全性
- (5) 事業実施における総合的な経済性
  - ①サービス運用に関する経費の経済性、妥当性

#### 6. 手続き等

##### (1) 担当課

〒154-8504 世田谷区世田谷四丁目21番27号

世田谷区危機管理部災害対策課（世田谷区役所第3庁舎3階 32番窓口）

電話03-5432-2262 ファクシミリ03-5432-3014

##### (2) 提案要求説明書の交付

①期 間 令和3年4月28日（水）から令和3年5月11日（火）まで

②場 所 (紙媒体) 上記(1)に同じ  
(電子データ) 区ホームページの以下ページからダウンロード  
「災害時緊急情報配信サービス提供委託(長期継続契約)」  
の公募型プロポーザルに係る提案事業者の募集について  
( <https://www.city.setagaya.lg.jp/mokuji/kurashi/005/003/007/d00191437.html> ) 」

③交付方法 希望者に無償で交付する  
※紙媒体交付の受付時間は、午前8時30分から午後5時までとし、土日祝日を除く。

(3) 参加表明書の受領期限並びに提出場所及び方法

- ①受領期限 令和3年5月11日(火)午後5時まで
- ②提出場所 上記(1)に同じ
- ③提出方法 持参または郵送に限る(これ以外の方法による提出は認めない。)  
なお、区は、郵送等の事故による責任を負わない。

(4) 提案書の提出期限等

- ①日 時 令和3年5月25日(火)午後5時まで
- ②提出場所 上記(1)に同じ
- ③方 法 持参または郵送に限る(これ以外の方法による提出は認めない。)  
なお、区は、郵送等の事故による責任を負わない。

7. その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 契約保証金 免除
- (3) 契約書作成の要否 要
- (4) 当該業務に直接関連する他の委託業務を当該業務の委託契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 無
- (5) 提案者の構成員は、重複して別の提案の構成員となることはできない。
- (6) 提案者は一つの提案のみを可能とする。
- (7) 提案に係る一切の費用については、すべて提案者の負担とする。
- (8) 提案者の提出書類は原則公表しない。ただし、法律等に基づく要請等があった場合や公平性・透明性・客観性を期すため、必要により公表することがある。
- (9) 提出書類の著作権は、それぞれの作成団体に帰属する。ただし、世田谷区は、本事業者選定の範囲において、これを無償で使用し、提案書の複製を作成できるものとする。

- (10) 提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国及び日本国以外の国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている意匠、デザイン、設計、施工方法、工事材料、維持管理方法等を使用した結果生じた一切の責任は、提案者が負うものとする。
- (11) 本件公募において世田谷区が配布した書類・提示した資料は、本件提案のための検討目的のほかに使用してはならない。
- (12) 提案者が提出した資料は、返却しない。
- (13) 提出書類に虚偽の記載等があった時、または提出書類に重大な誤りがあった時は、選定後であっても、その決定を取り消す場合がある。
- (14) 提案書の提出後に「3. 参加資格」要件に該当しないこととなった者は、提案書審査及び契約交渉の対象としない。
- (15) 区が諸般の事情により本件事業を実施できなくなったとき、または提案内容に基づく実施が難しいことが判明したときは、選定後であっても、業務委託を実施しない場合がある。
- (16) この選定は、令和3年度における本件業務委託の委託予定事業者を選定するものである。選定された事業者は、その後、区と契約仕様書等の詳細を協議するものとする。
- (17) 詳細は、提案要求説明書による。